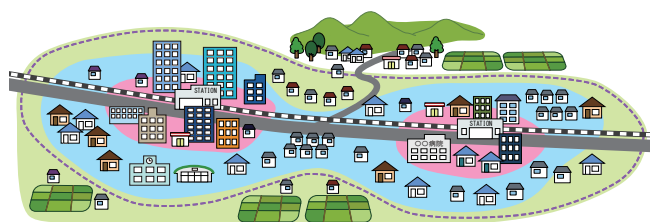


# 歩いて暮らせるコンパクトなまちを目指します

人口減少・少子高齢化している中でも持続可能な都市を形成するため、桐生市コンパクトシティ計画（立地適正化計画）を策定しました。

問い合わせは、都市計画課計画係（☎内線744）へ。



## まちの現状

市の人口は、昭和50（1975）年の約14万8,000人（旧新里村、旧黒保根村を含む）をピークに減少し、今後もさらに人口減少・少子高齢化が進むと予想されます。（図1）

人口減少と合わせて、高度成長による自家用車の普及に伴い、住居や商業施設などが郊外に広がったことで、人口密度も低下しています。

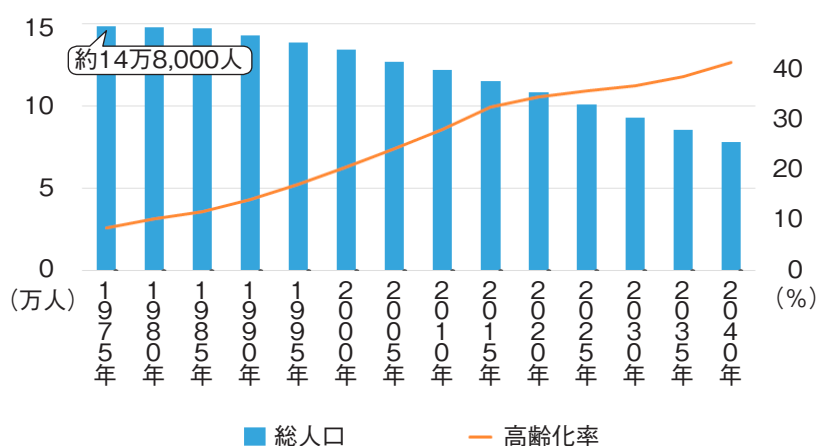
人口密度が低下すると、その地域にある病院・店舗などの生活サービス施設の閉鎖や、路線バスの廃止、行政サービスの低下などが懸念されます。

また、崖地や山の斜面に近い場所では、近年の異常気象により、土砂災害などの危険性が高まっています。

## 目指すべきまちの姿

行政サービスや市民生活の利便性を維持し、災害から市民を守るため、

図1 人口と高齢化率の推移（2015年以降推計値）



「鉄道駅やバス停を中心とした拠点にある生活サービス施設の維持・誘導」、「拠点や拠点周辺への居住の維持・誘導」、「各拠点間の鉄道やバスによるネットワーク化」により、安全な地域へ一定のまとまりを維持したコンパクトなまちを目指します。（図2）

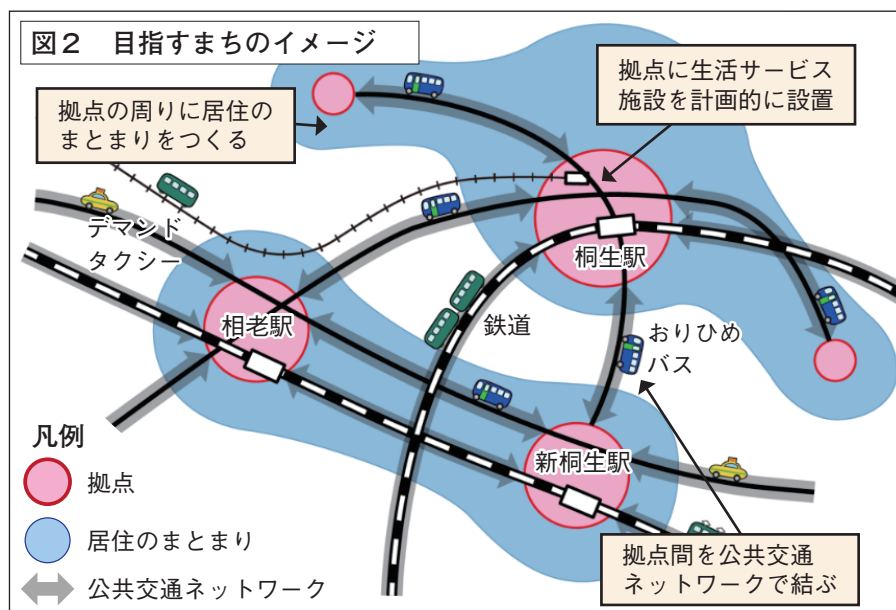
## コンパクトシティ計画とは

市の将来を見据えた、持続可能なまちを形成するため、都市の骨格構造となる「拠点」と「基幹的公共交通軸」を定めた計画です。桐生地区、新里地区、黒保根地区のそれぞれに、今後のまちづくりの方針を示しています。

## 立地適正化計画とは

桐生地区では、コンパクトなまちを目指す「立地適正化計画」を定め、具体的な都市構造の方針を示しています。本計画では、生活サービス施設維持誘導のための「都市機能誘導区域」と人口密度維持のための「居住誘導区域」を定めるとともに、円滑な誘導を促す施策を定めています。

図2 目指すまちのイメージ



# きりゅう暮らし応援事業

申請受け付けは4月22日(月)から



キノピー

市の人口減少の抑制、移住・定住を促進することと空き家を活用した地域の活性化のため、住宅取得費やリフォーム工事費などの一部を助成します。

「きりゅう暮らし応援事業」として、4つの助成制度があり、各助成の併用は可能ですが、加算補助の部分で住宅取得応援助成、住宅リフォーム助成、空き家利活用助成の項目が重複する場合は、いずれかの加算補助のみを交付します。

なお、助成には記載したほかにも条件がありますので、事前にお問い合わせください。※各助成の補助金額は、10000円未満切り捨てです。

## 住宅取得応援助成

問い合わせ＝建築住宅課住宅係（☎内線633）

対象＝市内に住宅を建築または購入し、これから5年以上定住する人

募集件数＝予算の範囲内

基本補助＝住宅取得金額の3パーセントで上限50万円※併用住宅は、居住部分のみ補助対象

加算補助・対象

- ①夫婦加算（10万円）…申請年度の4月1日現在49歳以下の夫婦
- ②三世同居加算（10万円）…親・子・孫が同居する世帯
- ③移住加算（40万円）…市外からの移住者がいる世帯
- ④子ども加算（1人につき10万円）…中学生以下の子ども
- ⑤地域加算（30万円）…旧市街地、新里北小通学区、黒保根町に住む場合
- ⑥市内業者加算（10万円）…市内の元請業者または下請業者を利用して新たに建築する場合
- ⑦空き家・空き地バンク加算（10万円）…空き家・空き地バンクに登録している物件を購入し利用する場合

補助金額＝基本補助額と加算補助額の合計のうち、住宅取得金額の10パーセントまたは200万円のいずれか低い金額が上限



## 空き家利活用助成

問い合わせ＝空き家対策室定住促進係（☎内線367）

募集件数＝各5件程度（予算の範囲内、先着順）

●空き家利活用助成（補助金最大70万円）

対象＝市内にある3年以上居住していない住宅のリフォーム工事

補助金額＝基本補助と加算補助の合計で対象工事費の50パーセントで上限70万円

基本補助＝工事費20万円以上のリフォーム工事のうち、対象工事費の30パーセントで上限10万円

加算補助

- ①移住加算（40万円）
- ②子ども加算（中学生以下の子ども1人につき10万円）
- ③空き家・空き地バンク加算（10万円）
- ④性能向上加算（工事費20万円以上の省エネ・耐震改修・バリアフリー・防犯工事をする場合10万円）

⑤ファミリー加算（10万円）

●移住者限定利活用助成（補助金最大100万円）

対象＝市内に移住する人が実施する1年以上居住していない耐震性のある住宅のリフォーム工事

補助金額＝工事費20万円以上の工事のうち、対象工事費の3分の2以内または上限100万円



空き家・空き地バンクの物件

## 環境都市推進補助金

市では、環境先進都市を目指した取り組みの一環として、新エネルギー設備、省エネルギー型電化製品、電動アシスト自転車を対象とした補助制度を実施します。

申請は、5月7日（火）から（土、日、祝日、年末年始を除く）、市役所2階の環境課で受け付けます。受け付け件数には上限があり、先着順です。申請用紙は、環境課、新里・黒保根支所、市ホームページにあります。

補助には条件がありますので、必ず事前に環境課環境都市推進係（☎内線454・575）へお問い合わせください。

### 住宅用新エネルギー・省エネルギー設備

対象＝4月1日以降に個人の住宅に設置した人

補助対象	補助額
蓄電池設備	1 kwh 当たり 1 万円 (上限 5 万円)
太陽光発電設備 (蓄電池設備と同時購入および設置のものに限る)	3 万円
太陽熱温水設備 (自然循環型)	1 万円
太陽熱温水設備 (強制循環型)	1 万 5,000 円
高効率型給湯器 (エコキュート、エコジョーズ、エコフィール、エコウィル、エネファーム、エコワン)	1 万 5,000 円
地中熱利用システム	10 万円
HEMS (ホーム・エネルギー・マネジメント・システム)	購入金額の 10 分の 1 (上限 1 万円)

### 省エネルギー型電化製品

対象＝市内の販売店で4月1日以降に対象の電化製品に買い換えた人（購入金額5万円以上）

補助対象	条件	補助額
テレビ	2014年製以前のものからの買い換え	それぞれ購入金額の10分の1(上限1万円)
エアコン 冷蔵庫	2013年製以前のものからの買い換え	
LED照明	購入金額の合計が5万円以上	1万円

※テレビ、エアコン、冷蔵庫は、統一省エネラベルの省エネ性能が3つ星以上のものが対象で、家電リサイクル券の写しが必要

### 電動アシスト自転車

対象＝運転免許を有するまたは自主返納した人（返納後60日以内）で、4月1日以降に市内の販売店で電動アシスト自転車を購入した人

補助対象	補助額
電動アシスト自転車	購入金額の4分の1(上限1万5,000円)
同時購入の自転車用チャイルドシート	購入金額の2分の1(上限5,000円)

## 住宅リフォーム助成

問い合わせ＝建築住宅課住宅係（☎内線633）

募集件数＝150件程度（予算の範囲内、先着順）  
 対象＝市内に住宅を所有し居住している人が、市内業者を利用して行う工事費20万円以上のリフォーム工事で、着工前の申請が必要※過去にこの補助金および桐生市住環境改善助成事業補助金の交付を受けたリフォーム工事箇所は、対象外  
**基本補助**＝上限10万円（対象工事費の10パーセント※18歳までの子どもを扶養し、同居している子育て世帯は、対象工事費の20パーセント）  
**加算補助**＝省エネ（断熱など）・耐震改修（基礎、壁などの耐震性能を向上させるための軽微なもの）・バリアフリー（段差解消、手すり設置など）・防犯（防犯性能の高い建物部品の設置）の各工事で、工事費20万円以上のものが対象となり、対象工事費の10パーセントで上限10万円※子育て世帯は、対象工事費の20パーセント  
**補助金額**＝基本補助額と加算補助額の合計で上限20万円



## 空き家除却助成

問い合わせ＝空き家対策室対策係（☎内線736）

募集件数＝各10件程度（予算の範囲内、先着順）  
**●跡地利用なしの除却（補助金最大30万円）**  
 対象＝市内に昭和56年5月31日以前に建築され、10年以上居住その他の使用がない住宅の除却工事  
**補助金額**＝対象工事費の50パーセントで上限30万円  
**●跡地を駐車場などとして利用（補助金最大50万円）**  
 対象＝市内に昭和56年5月31日以前に建築され、10年以上居住その他の使用がない住宅の除却工事で、跡地を駐車場や住宅として使用する場合  
**補助金額**＝対象工事費の50パーセントで上限50万円  
**●不良住宅などの除却（補助金最大100万円）**  
 対象＝1年以上居住その他の利用がなく、著しく損傷している空き家（不良住宅・特定空家等）の除却工事※市の事前調査が必要  
**補助金額**＝対象工事費の80パーセントで上限100万円